

# 共同実施だより

平成27年度 第1号 平成27年7月  
第1支部学校事務共同実施 担当：美和中学校区

## 平成27年度の共同実施



第1支部では、

「機能的な実務と経営参画」

—変化に対応できる資質の向上— —各校の事務室経営の支援—

を目標に共同実施をすすめています。

共同実施では、一人や一校ではできないことも、まとまって行うことで実施できたり、知識や情報を伝え合ったりすることができます。各校の事務室経営、ひいては学校経営に貢献できるよう今年度も取り組んでいきます。よろしくお願いします。

### 【美和中学校区紹介】

市の中心部より北へ8km、小高い丘陵と安倍川に挟まれた南北15kmにおよぶ自然環境に恵まれた地域です。安倍口小学校区、足久保小学校区、美和小学校区からなり、校区には茶の栽培を中心とした古くからある農家や一戸建ての新興住宅、50棟にもおよぶ市営・県営アパートが併存しています。校区最南端に位置する西ヶ谷総合運動場には本格的な陸上競技場やプールがあります。また、足久保は聖一国師ゆかりの地でもあり、秋になると地域で茶会が催され、茶の生産や文化が児童・生徒の身近に存在しています。

## ★ 用務員共同実施 ★



きれいになって  
子どもたちも大喜び♪



5月19日駒形小学校において第1支部環境整備担当者会（共同実施）が行われました。遊具（ジャングルジム）の塗装を行いました。塗装がとれていたジャングルジムが見違えるほどきれいになりました。

第1支部では支部の仲間が協力することで、各校の環境整備が進められています。今年度は駒形小学校の他に、籠上中学校、井宮小学校も予定しています。また、必要に応じて学区ごとの共同作業も進めています。



## 【お願い】夏といえば・・・諸手当認定要件の確認！

扶養手当・通勤手当・住居手当については、認定後も「支給要件を満たしているか」「支給額は適正か」の確認を随時行うことになっています。

また、8月1日現在で公立学校共済組合の被扶養者資格確認もあわせて実施します。

特に注意していただきたい点はこちら！

### ★扶養手当関係★

◎高校生・大学生等は在学証明書等が必要になります。親元を離れて生活しているお子様には、帰省される前に必要書類の取得を伝えてください。（高校生は申立書及び高校が発行する身分証明書の写しでも可）

◎被扶養者がパート・アルバイトを新たに始めた、増やした等変更はありませんか？  
パート・アルバイト収入については、年間限度額130万円未満でも3か月平均が108,333円を超えると取消となります（雇用契約書等により年収が推計できる場合を除く）。ご注意ください。

◎遺族年金・障害者年金等の申告漏れや収入額の変更はありませんか？  
非課税扱いのため市町発行の所得証明書には記載されないの、注意が必要です。扶養手当では、所得の対象になります！また、年金額の改定や65歳老齢基礎年金受給開始により収入額に変更がありませんか？

### ★住居手当関係★

◎借家の契約は自動更新ですか？  
自動更新されたことを確認する必要があります。契約を更新したときは、更新時の領収書の写し等提出してください。

### ★通勤手当関係★

◎通勤経路・通勤方法に変更はありませんか？

※諸手当の返納は最大5年間さかのぼります。申告漏れがないようご注意ください。

## 夏休みの休暇について

夏休みには、夏季休暇（5日）があります。また、家族休暇を利用される方も多いと思います。今回は家族休暇についてご説明します。

### 家族休暇（年間3日）

自分のために取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身のリフレッシュ（勤続10年・20年・30年・満55歳のみ）</li> <li>・職務に関連のある運転免許の更新、パスポートの申請受領</li> <li>・研修会参加、国家資格等の取得（職員のキャリアプランの実現、退職後のライフプランづくりに資するものに限る）</li> <li>・職務に関連した図書館、美術館、博物館等の利用</li> </ul>
子どものために取得 （高校生まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事（参観会、入学式、運動会等）や部活動の大会等の参観</li> <li>・入学前の学校見学や入学試験の付き添い</li> <li>・運動会等の代休日、学級閉鎖・休校時の子等の世話</li> <li>・PTA役員又は会員として行うPTA活動</li> <li>・放課後児童クラブの運営補助、行事参加</li> </ul>

※家族休暇を取得の際は、取得申請理由を「理由」欄に記入するとともに、利用施設・研修会・行事等の名称と時間を「備考」欄に記入してください。



## 義務免について

夏休み中には、人間ドッグなどに行かれる方も多いと思います。義務免は検診が終了する時刻まで、それ以降は休暇の取得または出勤でお願いいたします。

